

## 最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県が発注する建設工事（以下「工事」という。）および工事に係る測量・調査・設計等委託業務（以下「委託業務」という。）における最低制限価格制度の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(適用対象工事等)

第2条 最低制限価格制度は、予定価格が2億円以下の工事および委託業務（以下「工事等」という。）に係る入札に適用するものとする。

(最低制限価格)

第3条 契約担当者は、工事等に係る入札において、予定価格のほか、最低制限価格を設けるものとする。

(工事に係る最低制限価格の設定方法)

第4条 契約担当者は、工事に係る入札における最低制限価格については、予定価格に次項の規定により算出された割合を乗じて得た額を基準として定めるものとする。ただし、最低制限価格は、予定価格に10分の7を乗じて得た額から予定価格に10分の9を乗じて得た額までの範囲内でなければならない。

2 前項の割合は、設計額算定の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の105を乗じて得た額を設計額で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の9を超える場合は10分の9とし、10分の7に満たない場合は10分の7とする。

- (1) 直接工事費に100分の95を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費に100分の90を乗じて得た額
- (3) 現場管理費に100分の70を乗じて得た額
- (4) 一般管理費に100分の30を乗じて得た額

(委託業務に係る最低制限価格の設定方法)

第5条 契約担当者は、委託業務に係る入札における最低制限価格については、予定価格に次項の規定により算出された割合を乗じて得た額を基準として定めるものとする。

2 前項の割合は、別表に掲げる区分に応じ別表に定める算出式により得た額に100分の105を乗じて得た額を設計額で除して得た割合とする。

(入札参加者への周知)

第6条 契約担当者は、工事等に係る入札をする前に、入札参加資格者に対して当該入札において最低制限価格制度を適用する旨を周知する。

(落札者の決定)

第7条 契約担当者は、予定価格の制限の範囲内の価格で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成21年7月21日から施行する。
- 2 改正後の第4条の規定は、施行日以降に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、同日前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

| 区分               |                | 算出式                                  |
|------------------|----------------|--------------------------------------|
| 設計               | 土木             | (直接人件費＋直接経費＋技術経費×5/10＋諸経費×5/10)      |
|                  | 建築             | (直接人件費＋特別経費＋技術等経費×5/10＋諸経費×5/10)     |
| 測量<br>(用地測量を含む。) |                | (直接測量費＋測量調査費＋諸経費×3/10)               |
| 調査               | 地質調査           | (直接調査費＋間接調査費＋解析等調査業務費×7/10＋諸経費×3/10) |
|                  | 補償調査           | (直接人件費＋直接経費＋技術経費×5/10＋諸経費×5/10)      |
|                  | 道路・河川<br>環境調査等 | (直接人件費＋直接経費＋技術経費×5/10＋諸経費×5/10)      |